

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第7期計画期間 第11回会議）議事録

日時：令和3年1月7日（木）18:00～

場所：市役所本庁舎2階第1委員会室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、小坂浩之委員、斉藤誠一委員、田口美之委員、土井勝幸委員、
宮林幸江委員長、渡邊純一委員
以上7名、五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長、中村介護保険課長、山崎介護事業支援課長、
高橋介護事業支援課主幹兼指定係長、零石居宅サービス指導係長、伏見施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(6)については公開、議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、
看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護、地域密
着型通所介護及び夜間対応型訪問介護の募集結果について(資料1)
- (2) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)の整備事業の応募
状況及び選定について(資料3)
- (4) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料4)
- (5) 地域密着型サービス事業者の指定事項変更について(資料5)
- (6) 施設の整備状況について(資料6)(参考資料6)

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

田口委員：資料4 地域密着型サービス事業者の廃止について、定員規模10人以下の通所
介護事業の廃止が多数報告されている一方、資料1において定員9人の地域密
着型通所介護の事前申出が報告されている。定員10人の事業所は収支がそも
そも厳しいうえ、新型コロナウイルス感染に関連した利用控えがある。法律上
は拒否できないのだろうが、いかがなものかと思う。政令指定都市の中でも、
3都市ほどは少数定員の事業所の開設を認めていないようだ。廃止する一方、

新規開所する事業もあるためいいかという風潮になっている。しょうがないといえましょうがないのだろうが。

齊藤委員：15人定員程度の規模であれば収支はとれるのか。

田口委員：稼働率によるが、だいたい15人規模であれば黒字化は可能なレベル。

齊藤委員：定員10人と定員15人であれば、配置する人員は同じ条件でいいのか。

田口委員：実態はともかく、基準上は15人までは介護職員は1人配置でいい。

齊藤委員：10人程度の少数定員で開所して、2年か3年で廃止するのは利用者が不利益を被る。定員を15人とかにして募集をかけてやったほうがよいなどの案内をすべきでは。

田口委員：引受先があればいいのだが、それでもなじんだ施設とはやはり違う。

齊藤委員：新型コロナウイルスの流行に伴う利用控えもすぐおさまるとはかぎらない。ウイルスが変質したりするから。

山崎課長：小回りが利くため小規模な事業所で運営したいという法人も多いのだが、委員が指摘するとおり、経営上の問題から運営継続が難しいところはある。ただ、コロナの影響により利用者の減少に直接つながるところもあれば、ペースをつかんでおりあまり影響がないなど、事業所によりまちまちというところはある。

田口委員：一般的に10人以下は自宅を改修するところが多く、しかも自宅が職場なので、従事する人は大変なようだ。常に仕事場にいる状況な上、夜間も人をあずかるところもある。生き残るためそういったことをするわけだが。

小坂委員：資料2の認知症対応型共同生活介護事業の事前協議事業者の決定について、グループホームの整備に付随して、各事業者の併設施設の計画は聞いているか。デイサービス等を併設するのであれば、新型コロナウイルスの影響等による計画の練り直しなどから、施設の整備が遅延するなどの状況が発生することを懸念している。

高橋主幹：いずれの事業計画でも、施設の併設予定はない。

板橋委員：資料4地域密着型サービス事業者の廃止について、認知症対応型通所介護で利用者への措置が認知症対応型共同生活介護へ移行という記載となっているが、併設のグループホームに移行するということなのか。

高橋主幹：当該事業所は共用型であるが、これはグループホームのリビングの一部を使って日中の時間帯にデイサービスを提供するという形態の事業所である。このような形態の認知症対応型通所介護施設は、本体となるグループホームに入所を希望されている方が施設の雰囲気になれるため利用するというパターンが多いのだが、この事業所に関しては、デイを現に利用されていた方が少人数であったため、全員入所に至ったという状況かと思われる。

田口委員：この事業所に関しては全員入居が叶ったが、次に記載の事業所に関しては全く別の認知症対応型通所介護事業所が利用者を受け入れた形になったのでは。

高橋主幹：新型コロナウイルスの流行状況を踏まえた法人の意向として、認知症対応型通所介護という形で外部の人を施設内に呼び入れることに消極的になっている部

分があるようだ。全員入居できたケースもあれば、別の施設に移っていただくケースもある。

小坂委員：若林の事業所については、新型コロナウイルスの陽性者が発生した事業所であったと記憶している。

板橋委員：手広く事業展開されている企業が、人員不足のために廃止とは、同様の規模の法人が運営する事業所でも廃止が今後発生することを懸念していた。

高橋主幹：廃止の理由は法人から提出された届出に準拠して記載しているが、これは人員不足というより、認知症対応型通所介護サービスを提供するために確保していた人員が異動することになったという趣旨と思う。

田口委員：グループホームは収益率が高い事業である。稼働率8割程度でも黒字になり事業を売却する場合の売値も5、6千万に上る。介護保険事業における一つの収益基盤である。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料7）（参考資料7）

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

斉藤委員：新型コロナウイルスの流行に伴う施設の対応について、どういった状況かお聞きしたい。

山崎課長：厚生労働省が発出した「感染拡大防止のための留意点」を元に、各施設で感染防止に取り組んでいる状況である。昨年8月に市内事業所で初のクラスターが発生したことを踏まえて、様々な遵守事項を各施設で自主的に定期的に確認し、その結果を市にフィードバックしていただくためのチェックシートを発出している。チェックシートの内容は3密を避けるための工夫、送迎車を使うときの注意点、検温についての取り組みなど。そういった中で、仙台市では事業所での取り組みを確認している。ただ、新型コロナウイルスは初期症状での把握が難しく、ただの風邪だと思っていたらコロナ陽性だったというケースもある。そういったケースに対応するために、兆候があった際に早めにチェックをお願いしたいということ、また感染拡大防止のためのマスクの着用・手指消毒の徹底に関して通知にて注意喚起を行っている。これらの対応に関する事業所の努力により、施設内で感染者が発生しても、感染拡大が起らなかったという事例もあった。

土井委員：大きな事業所については行政から発出されるマニュアルを参考に体制を整えているところかと思う。また、小規模な事業所でマニュアルに準じた対応ができないかというところもそう言ったわけでもなく、小規模な事業所では特にコロナが発生したら事業の継続が困難となるため、マニュアルを参考にかなり緻密に取り組んでいるのではないかと思う。ただ、クラスターが発生した場合の対応につ

いては限界があるため、そういったものは行政と連携しながら対応を考えているという方向になるものと思われる。

山崎課長：万が一陽性者が発生した場合は、保健所と連携をとりながら、消毒・ゾーニングにより対応していく。

斉藤委員：陽性者が発生した場合、施設の消毒はどのように対応するのか。入所系の施設については在室のまま消毒したりするのか。

山崎課長：通所介護施設については、1回施設を閉鎖して消毒を行う形になる。グループホームや有料老人ホームについては閉鎖しての消毒は難しいためゾーニングを徹底し、入所を続けてもらいながら消毒する対応が多くなると思う。

土井委員：新聞で報道されている以上に、事業所の近隣ではコロナ陽性者が発生している。濃厚接触者という判定にならなかったものの、限りなく濃厚接触到に近いという職員については事業所が持ち出しで民間のPCR検査を受けさせたりするが、これは金銭的負担が大きい。かかりまし経費という形で補助は出るが、PCR検査にお金が十分に使えるかということと必ずしもそうでもない。

斉藤委員：現在は唾液で簡単に検査できるようになったという報道も見るが、全員が検査できるような体制はないということか。

土井委員：施設の中で発生すれば入所者は検査を受けることとなると思うが、問題は施設の職員。濃厚接触という形にならないければ検査対象とならない。

斉藤委員：最近は大白の愛宕の有料老人ホームでもコロナウイルス陽性者が発生したという新聞報道があったが、どう対応したのか。

山崎課長：施設の中で発生した場合は現在の仙台市の場合だと、濃厚接触かそうでないかを問わず関係がありそうなところはかなり幅広く検査をしているところ。濃厚接触者以外の方以外でも検査を行うという点については、仙台市は国を先取りしており、感染拡大防止に努めている。

斉藤委員：潜伏期間があるため、一度陰性と判定されたのちも後から検査したら陽性と判定されたりなどの事象があるのでは。

山崎課長：そういった点については柔軟に対応する。

宮林委員長：これらの事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料8)(参考資8)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

斉藤委員：更新対象事業所の新型コロナウイルス対応状況についてはどうか。仙台市内でも犠牲者が増えていっている状況であり、行政の指導も強化が必要ではと憂慮している。

山崎課長：今回更新の可否をお諮りする事業所については、先ほど申し上げたチェックシ

ートの実施対象事業所であり、国等の感染拡大防止マニュアルを踏まえて対応に努めていただいている事業所と認識している。

宮林委員長：ほかになければ当議案を承認してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

斉藤委員：第8期介護保険事業計画のパブリックコメントを今募集しているところと認識していたが、どういう意見が出ているか今答えられれば教えてほしい。

米内山部長：いくつか意見等をいただいているが、現在手元に資料がないため具体的な内容についてはお答えできない。最終案を今月の下旬の合同委員会でお示しするので、意見についてはその際に御紹介できれば。

斉藤委員：提示いただく最終案は、様々な意見を加味した改正案ということになるのか。

米内山部長：はい。委員会でいただいた御意見やパブリックコメントを反映した案を必要な修正を加えたものを御提示する予定である。

斉藤委員：意見のすべてを反映できるわけではないと考えており、今もし意見の中身が分かるのであればこの機会に聞いておきたかった。

米内山部長：個別にどういった意見が出ているかはすぐにお答えできないが、パブリックコメントでいただいた意見については仙台市の意見を付したうえで、反映できるものは反映し、反映できないものはその旨を説明する。

田口委員：施設整備計画で、特養の整備数を220床減らしたことについて、パブリックコメントで指摘か何かはあったのか。

米内山部長：否定的な意見は見かけなかったように感じる。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会